

議案第 19 号

市川市消防本部及び消防署条例の一部改正について

市川市消防本部及び消防署条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 9 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市消防本部及び消防署条例の一部を改正する条例

市川市消防本部及び消防署条例（昭和 40 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、管轄区域」を「及び管轄区域」に改める。

別表中「別表」を「別表（第 3 条関係）」に、

「

市川市曾谷 2 丁目 7 番 2 号	市川市北消防署	曾谷、東国分、稲越町、下貝塚、宮久保、南大野、大野町、大町、奉免町、柏井町
--------------------	---------	---------------------------------------

を

「

市川市大野町 4 丁目 2, 163 番地の 1	市川市北消防署	曾谷、東国分、稲越町、下貝塚、宮久保、南大野、大野町、大町、奉免町、柏井町
--------------------------	---------	---------------------------------------

に

改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

理 由

消防施設及び人員を拡充し、現場における消防業務、救急業務等の対応力を向上させるため、北消防署を移設することに伴い、その位置を変更するほか、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。